

タクシー代とインボイス

移動手段として利用するタクシー。インボイス制度がスタートすると、このタクシー代はどう処理をするのでしょうか。Q&A 形式で確認します。

Q.

タクシーに乗車したときは、これまで領収書を受け取り、これをもとに消費税の処理を行っていました。インボイス制度スタート後、このタクシー代についてどのように処理をすればよいのでしょうか？

弊社は消費税の課税事業者で、一般課税により納付すべき消費税額を計算しています。

A-1. タクシー代とインボイス

タクシー代は、原則として、インボイスの交付を受けなければ、仕入税額控除ができません。

そのため、タクシー代の領収書を受け取った際に、インボイスかどうかの確認が必要となります。基本的には次の記載があるか確認します。

【記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減対象である場合はその旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

ただしタクシー代については、記載事項のうち⑥の記載は不要で、④の適用税率と⑤のいずれか一方の記載で足りる。

A-2. インボイスでなくても控除可能な場合

免税事業者のタクシーに乗車したことで領収書がインボイスに該当しなくとも、経過措置として、2023年10月1日から3年間は80%を、その後の3年間は50%を仕入税額とみなして控除ができます。この場合、領収書（区分記載請求書等）と、通常の記載事項に加えて「80%控除対象」など一定の事項を記載した帳簿の保存が必要です。

また、たとえば次のケースはインボイス不要で、仕入税額控除ができます。

(1) 一定規模以下の事業者の場合

一定規模以下※の事業者は2023年10月1日から6年間、税込み1万円未満のタクシー代であれば、通常の記載要件を満たした帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。

※基準期間（個人は前々年、法人は2期前）の課税売上高1億円以下、又は特定期間（個人は前年1～6月の期間、法人は前期開始から6ヶ月間）の課税売上高5千万円以下

(2) 旅費規程等に基づく精算の場合

出張時に利用したタクシー代について、旅費規程等に基づき従業員等へ精算する場合は、通常の記載事項に加えて「出張旅費等特例」など一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。

領収書の保存や帳簿の記載要件は、ケースにより異なります。ご注意ください。

2023年8月 ～お仕事備忘録～

今月は、社会保険の定時決定の結果を反映する月です。給与の変更がある場合は、誤りや漏れがないように注意しましょう。月の後半に祝日がありますので、取引先の休業状況も確認しておきましょう。

社会保険料 定時決定結果の反映（9月より）

7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。

新しい標準報酬月額に基づいた保険料は、9月分（10月末納付）からです。従業員の給与からの社会保険料控除（翌月控除、当月控除）については各々の取扱いをご確認ください。

防災や安全対策の見直し

【防災対策】

9月1日は防災の日です。折りしも台風シーズンで、風水害が多発する季節でもあります。防災対策の見直し機会と捉えて、再点検しましょう。

- 大雨で雨もりがしてしまうかも！
施設や工場など、適宜点検・修理依頼をしましょう。
 - 万が一が起きてしまう前に！
ライフラインが途絶えてしまう危険も考え、日頃からの準備が肝要です。
 - ・非常時の医薬品などの準備や使用期限等の見直し
 - ・書類を重要度に応じた表示や区分をして整理
- 避難経路、避難場所、緊急連絡網の整備もしましょう。

【交通安全運動】

秋の全国交通安全運動が9月21日から9月30日にかけて行われます。最近では自動車に限らず、自転車の交通安全に関する取り組みも進められています。自転車による事故であっても、加害者が高額な損害賠償を負うケースがあり、自転車損害賠償保険の加入義務化を条例で定める地方自治体も多くなっています。業務や通勤で自転車を利用する場合は、この機会に安全運転の徹底やヘルメットの着用、保険加入状況の確認をしておくようにしましょう。

セミナー情報

経営計画書の作成で幹部社員の意識が向上！！
たった5年で売上が7倍<7億円>に！

幹部と一緒に作る！！

経営計画書作成セミナー

- 経営計画を立てると会社が生まれ変わる！
- ◎専門家がマンツーマンで丁寧にお教えます！
- ◎何でも質問OKです！

日程 2023年09月25日(月)

時間 10時～17時（受付9時45分～）

会場 参加ご希望の方へ改めてご案内いたします

参加料 30,000円（税抜）【定員5社様】

*おひとり様追加毎に+5,000円（税抜）となります。

お問い合わせ TEL : 097-529-5757 高山

申し込みフォーム：

https://docs.google.com/forms/d/1XYv5yxO5tG1SwwU0ziblyPjigL_Oe0V0yBgFVwl9S7Q/edit



事務所紹介

HAPPY BIRTHDAY

*8月2日(水) 8月誕生会

8月生まれの方を事務所全員で祝いました。
所長よりプレゼントの贈呈がありました。



Blog と Facebook で事務所の様子や
職員の日常を紹介しています！
どうぞご覧下さい。

Facebook



HP



Instagram



プロ経営者通信 お問い合わせはこちらへ

ご意見・ご要望等ございましたら、お手数おかけしますがお電話またはメールにてご連絡をお願い致します。

電話：097-529-5757（総務通信担当者宛） メール：soumu@ideasoken.jp